

人権教育・啓発活動支援事業

令和4年度予算額 1.9億円（1.9億円）

事業の内容

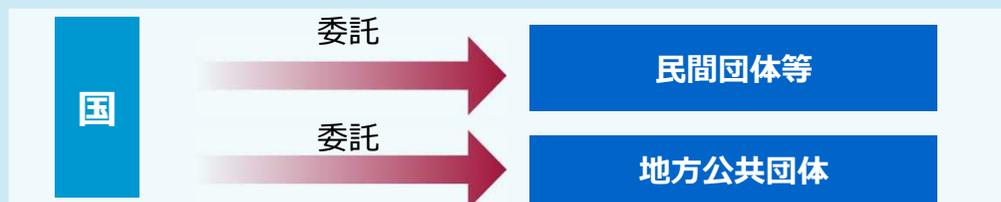
事業目的・概要

- 日本国憲法第13条において、基本的人権の尊重が規定されており、第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定されています。
- 本規定も踏まえ、平成12年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、国や地方公共団体の責務として、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施することが規定されています。
- 現在においても、セクハラやパワハラ、えせ同和行為等の不当要求行為、インターネットによる人権侵害などが社会問題となっております。
- また、平成23年に国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が合意され、企業活動における人権尊重への社会的要請が高まる中、人権が尊重される社会を築いていくことの重要性がさらに増しています。
- このため、経済産業省においては、企業等を対象とした人権教育・啓発のためのセミナーや研修、巡回相談事業等を実施することにより、人権の意識を高めていきます。

成果目標

- セミナー等の参加者1万5千人超、研修参加者500人超を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（１）人権教育・啓発活動推進委託事業

- 国連が進める人権と平和などの活動により、国内でも人権意識が高まり、平成28年に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が相次いで制定され、国の責務が明記されました。また、セクハラ、パワハラ問題、LGBTに対する偏見、インターネットによる人権侵害などが社会問題化している中、特に、パワハラ問題については、令和元年に「労働施策総合推進法」が改正され、パワーハラスメントに対する事業者の対策が義務化されました。
- また、「指導原則」に基づき、日本政府は、昨年10月に「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定し、日本企業の人権尊重について、より一層の取組を促しています。
- こうした背景を踏まえ、人権が尊重される社会の実現に向けて、企業経営者や従業員への人権教育や啓発を行うため、人権教育や啓発の知見のある民間団体等に委託し、企業等を対象に、人権意識を高める取組を実施します。
- 具体的には、中小企業経営者や人権担当者等を対象として、人権の重要性、最近の動向、人権教育・啓発に対する取組事例の紹介、社内教育の方法等に関するセミナーや研修の実施、パンフレットの作成等を実施します。

（２）人権教育・啓発活動支援委託事業

- 人権教育及び啓発を推進する上では、地方公共団体にも責務が課せられています。このため、国と地方公共団体が連携し、地域独自のニーズに即したセミナーや研修、巡回相談を実施します。
- 具体的には、中小企業経営者や従業員等を対象として、その地域独自のニーズに即したセミナーや研修の実施、人権問題への対応に関するきめ細やかな巡回相談事業の実施、資料の作成等を実施します。